

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

チャンスはピンチのフリをする！

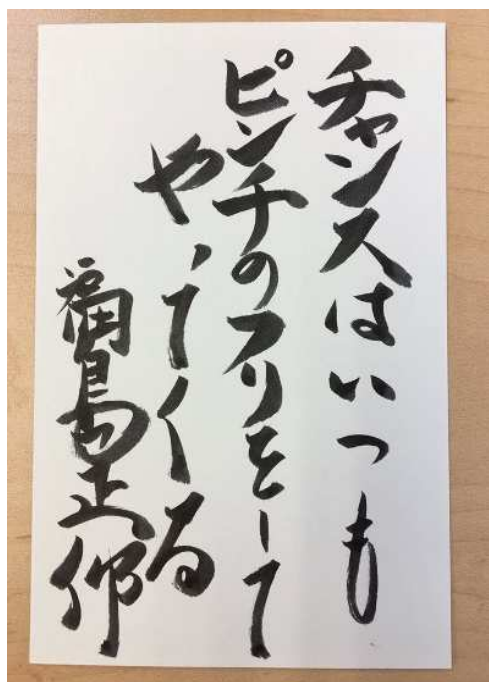
世の中どんなことが起こるか予測不能... だからこそ経営は面白いのかもしれませんが。

新型コロナウイルスの感染が急拡大し、2011年の東北大震災に迫る大きな影響を経営に与えようとしています。コロナウイルスが直接与える影響は収束すれば早急に回復すると思われませんが、これに伴う為替や世界の株価、原油価格の変動など... 経済的な余波が世界中を駆け巡ることが心配されます。昨年夏から様々な経営指標が悪化し始めていましたがオリンピック後と予測されていた景気の悪化が世界規模で迫る可能性が高まっています。

クライアントの飲食店では50%~70%売上減、アルバイトの給与や社員の健康管理も考えて半月休業のお店もあります。売り上げはゼロでも家賃も社員給与もゼロにはなりません。また、感染源の一つとして名前を挙げられたタクシー会社では「毎朝、乗務員を戦場に送り出す気分です」「高齢者の運転手からは休職届が相次いで人材不足が顕著になっています」と社長が青ざめた表情で話されていました。

その反面、自宅学習となった子供たちの昼食を無料で宅配することにより社会貢献と宣伝効果を狙うワタミ・タクシヨク。これを機会に一気にデリバリー事業を拡大しようとする飲食店。あえて「当社は世の中の自粛ムードに空気を読まないことを宣言いたします！」と打ち上げてお客様の笑顔と元気を作るために積極営業と積極出店を目指す対面接客業、この会社は東北大震災の時期に売り上げを倍に伸ばしています。

TEAM yoko-soでも「マスク着用、出勤・帰社時手洗い、発熱出勤見合わせ、時差出勤、リモートワーク」など万全の対策を取りながらこの危機を乗り越えようとしています。そして同時に、このピンチを業務効率化やリモートワークの推進、働き方改革、そして経営危機企業の経営支援業務の拡大などの社会貢献のキッカケと業績拡大のチャンスに換えようと挑戦しています。



ピンチであればあるほど、その陰には必ずピンチの大きさに比例するチャンスが隠れていることは、今までの経験から確かです。それに気づき、積極的にピンチをチャンスと捉えて挑戦できるか否かで経営者の資質と経営の質が問われます。

今こそTEAM yoko-soのミッションである『Energizer』を実現するチャンスです。先行きの分からない不安の中で内向きになり不安定になっている社会に対して「元気を作る！お客様の元気をサポートする」ために何をすれば良いのかを社員一人一人が意識して外向きにパワーを発揮しながら元気いっぱい環境に挑戦していかなければなりません。

経営者の皆さんも「大きな経営危機」と認識して早急な対策をすると同時に、不安に右往左往せず、社会に貢献する「自社

の経営目的」を明確に意識して経営環境に挑戦しましょう！ピンチをチャンスに換えるために！

それが「理念経営」の真の意味であり、真の意義なのだと思います。

◆ すまい給付金のご紹介

「すまい給付金」とは、住宅を購入した人が現金をもらえる制度のことです。なぜこのような制度があるかという、2014年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられたとき、増税による住宅購入の駆け込み需要増と、その後の反動減を抑えるため、住宅ローン控除の最大控除額がそれまでの2倍の年間40万円、10年間で400万円に拡充されました。住宅ローン控除は住宅ローンの年末残高の1%相当額が、所得税や住民税から控除される大型減税です。その控除額が2倍に増えたのですから、消費税アップ分を補っても余りある優遇策といえるはずでしたが、年間40万円の控除を満額受けるには、所得税と住民税（上限13万6500円）を40万円以上納めていることが前提となり、年収が高くなく税金をそれほど多く納めていない人にとっては、せっかくの住宅ローン控除拡充のメリットを活かせなかったのです。そこで年収が一定額以下の人向けに、住宅を買ったときに現金を支給する制度がつけられました。

● すまい給付金がもらえる条件

まずは、収入が一定額以下であること。（家族構成によって金額が異なります。詳細は国土交通省HPのすまい給付金をご参照ください。）また、すまい給付金は住宅ローン控除を補う制度という位置づけなので、住宅ローンを利用することが原則です。

ただし、住宅の引き渡しの年の12月31日時点で、50歳以上かつ年収が650万円以下の人であれば、住宅ローンを利用していなくても対象になります。他要件を下記の表にまとめます。

(1) 年収が一定額以下 ※家族構成によって異なる
(2) 住宅ローンを利用すること ※50歳以上かつ年収650万円以下であれば利用なしでもOK
(3) 自分が住むこと
(4) 床面積が50㎡以上であること
(5) 品質が担保された住宅であること

- ・新築住宅の場合、住宅瑕疵担保責任保険に加入、または建設住宅性能表示制度を利用。
- ・中古住宅の場合、不動産会社が売主であること。また、既存住宅売買瑕疵保険に加入または既存住宅性能表示制度を利用。

● すまい給付金の給付額(目安)

年収額の目安※	給付基礎額
675万円超 ～ 775万円	10万円
600万円超 ～ 675万円	20万円
525万円超 ～ 600万円	30万円
450万円超 ～ 525万円	40万円
～ 450万円	50万円

※夫婦（妻は収入なし）及び中学生以下の子どもが2人のモデル世帯において、住宅取得する場合の夫の収入額の目安です。

● すまい給付金のもらい方

すまい給付金申請窓口（すまい給付金のホームページ等）から申請書を取得し、作成、申請することが必要です。申請は窓口持参または郵送、ほかにすまい給付金事務局への郵送申請も可能です。住宅事業者など手続きを代行してくれる場合もありますが、申請は住宅の引き渡しを受けてから1年以内となっていますので注意が必要です。また、すまい給付金制度は2021年12月31日までに引き渡し・入居した住宅が対象となります。

確定申告される場合には、すまい給付金は一時所得に相当しますが、「国庫補助金等の総収入金額不算入」（所得税法 第42条）の適用を受けることができるため、課税されません。

給付金の対象になるか等の不明点がある際には、担当者までお声がけください。

★ 悩める感染症第1弾！

新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。3月12日WHOが世界的パンデミックを宣言しました。新型コロナウイルスにより株式市場が揺さぶられ、経済にも大きな影を落としています。

今月は新型コロナウイルスについて保険や公的保障に関する保障の範囲についてレポートします。

● 生命保険、入院対象

病気やケガに備える医療保険商品に契約している人が新型コロナに感染して入院した場合は、一般の病気と同様に入院給付金を受け取れます。手術を受ければ手術給付金も対象となります。

通院保障が付いている契約なら、退院後の通院費用も補償範囲となります。

ただし、発症したにもかかわらず、軽症で自宅療養しながら通院する場合は医療保険からの給付は受けられない可能性が高いでしょう。

では、海外旅行中に発症した場合はどうでしょうか。海外旅行保険は渡航先での病気やケガの治療にかかる医療費を補償します。新型コロナの治療費も対象となります。帰国後に発症した場合は72時間以内に治療を受ければ国内でかかった医療費もカバーされます。

傷害保険は主にケガの費用を補償するため、新型コロナの治療費は対象外となります。特定の感染症になると保険金が給付される特約もありますが、対象は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療費に関する法律」第6条で指定された感染症で、エボラ出血熱や結核、ペストなどは該当しますが新型コロナは現在、含まれておりません。

● 手当、「休業」「傷病」条件を確認

感染したり、感染が疑われたりして、会社を休む場合に給与はどのようなのでしょうか。感染を避けたいなど社員側の判断で仕事を休む際は通常、年次有給休暇の扱いとなります。同休暇は勤続年数などを基に最多で年20日あります。検査で感染が確認された場合には感染症法に基づき休むこととなります。企業は休業手当を支払う義務はありませんが、企業が独自に病気休暇制度を設けていれば社員は活用できます。

発症して長く仕事を休むと傷病手当金の対象となります。健康保険組合や全国健康保険協会の加入者のための制度です。4日以上仕事に就けず給与が出なくなったら、標準報酬日額の3分の2が最長1年6カ月支給されます。給与が支払われていても金額が傷病手当金より少ない場合は差額が支給されます。

感染が疑わしいと企業側が判断して社員を休ませる場合は労働基準法により平均賃金の6割以上の休業手当を支払う義務があります。年次有給休暇を一方的に取得させることはできません。

● 運賃、臨時措置で全額返金も

旅行などを目的に購入した鉄道や航空券を取り消すと運賃はどのようなのでしょうか。JR各社では通常は手数料がかかりますが、臨時措置として新型コロナを理由とすれば手数料なしで全額返金するなどの対応をしていますので、利用会社の対応を確認しましょう。



(株)横浜総合フィナンシャルの西尾です！

航空券は通常でも病気が原因で搭乗できない際に手数料なしで返金や便変更に応じる特例があります。診断書を後日提出すればよく、新型コロナも対象です。旅行をとりやめる場合はキャンセル費用などが戻る損害保険などでカバーする必要があります。この機会に自身の加入している保険内容を確認しておくといでしょう。

今月の yoko-so



TEAM
yoko-so
変わらないは、つまらない。



3月は、昨年末より「年末調整」「法定調書」「償却資産」と続きまして、年明け最大のイベントである「確定申告」がありました。

今年は新型コロナウイルスの影響もあり、申告期限が4月に延長されましたが、所内期限は延長することなく順調に進めることができました。これも早めに資料をご用意いただきましたお客様のお陰です。ご協力いただき、本当にありがとうございました。

3月13日には所内にて社員全員でささやかながら打ち上げも開催することができました。その際には、いくつかのお客様に料理をテイクアウトで対応していただき、お客様のお店の味を知る機会にもなりました。通常営業時間外で対応して下さったお店もあり、心より感謝申し上げます。今後もTEAMyoko-so一同一致団結で頑張りますので、よろしくお願い致します！



次号予告・編集後記

4月は新入社員が男性2名、女性1名、計3名入社します。

来月号ではフレッシュな新人をご紹介できるかと思えます。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

「人に怒る」のではなく「コトを叱る」

(武蔵野 小山昇)

社員の叱り方のテクニックは... などとよく言われますが、私の尊敬する経営者のほぼ全員が、社員をその場で心のままに本気で叱ります。ある時気づきました、人を怒っているのではなくコトを叱っているのだと。人間関係のどんな場面でも、小手先のテクニックではなく理念と価値観に基づいた真摯な心が人を育てます。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 1 4 3)

★ 新型コロナウイルスが猛威を振るい世界的パンデミックになっています。日本では16日時点で感染者1,530人、死者31人、感染クラスター15か所と依然広がりを見せています。収束の道筋が見えない中不安な日々が続いています。手前どもの顧問先企業様が消毒用エタノールなどの品不足を受けてアルコールハンドジェルの受注販売を開始されました。お会いしたお客様にご案内させていただいたところ2日間で315本のご注文がございました。ご希望のお客様は私までお問合せ下さい。 (NISHIO)

★ 新型コロナウイルスの影響が、中小企業の経営にも影を落とし始めています。飲食店を中心とするサービス業に加え、物流、製造業へと売上減少の波が広がる中では、まず資金『血液』の確保が必要です。固定費の3ヶ月分程度の資金を確保した上で、より緻密な半年程度の事業計画を作成し、可能な対策を検討することが必要です！緊急時こそ、冷静な判断をしながらも、スピーディーな行動を取ることが、数年先、未来の会社に大きく影響を及ぼします。まずはお気軽に横総担当者までお問合せしてください！ (TOCHIKURA)

★ 新型コロナウイルスでWHOがパンデミックを宣言するなど世界的なパニックが起きています。先日、母の付き添いで病院に行きましたが、内科ではないのに入り口でアルコール消毒に検温とやりすぎかも？と思うほどの予防策をしていました。でも、収束の見通しがたたない今は、これくらい慎重に行動するのが正しいのかもしれませんが。経済も危機的状況が予測されます。資金繰りなど先手先手をうっていけるように、お客様に正確な情報を発信し、共に乗り越えていきたいと思います。 (YAMAMOTO)

★ 世界中がコロナウイルスでパニックになっていますが、こんな時ほど落ち着いて冷静な対応が求められます。日本の原因別年間死亡者数は、癌37万人、心疾患20万人、脳疾患11万人・・・事故3.5万人、自殺2万人。コロナウイルス31人(3/15現在)。心配し過ぎてウツになったり慌てて事故を起こす方が心配です。マスクに右往左往するよりも糖質制限や塩分控え適度に運動して健康に留意する方が重要です。毎週末はもう16年間続けている週末田舎暮らしで家内と二人原村の自宅に帰ります。コロナウイルスとは無縁のヒト気のない森の中で、聞こえ始めた春の足音や季節のうつろいを楽しみながら豊かな時を過ごします。森の中には悩みもウイルスも存在しません。ただ、何千年何万年と力強く変化に耐えてきた悠久の自然



という「事実」が存在するだけ。その事実という実績を目の前にすると、自分のちっぽけさや弱さが浮かび上がります。今年も庭の雪が消え春の足音が聞こえてきました。フキノトウが顔を出し、ワラビやコシアブラやタラの芽が春の味覚を伝えてくれる季節です。気象変動や未知のウイルスの流行も変化の一つ、変化を受容れ、変化を乗り越え、変化を楽しもうと思います！ (IZUMI)

TEAM yoko-so

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント / 株式会社横浜総合フィナンシャル / 株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：2020年4月14日(火) / 10時～18時半

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 55,000円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー 《※※※年間会員募集中※※※》

第111回「経営者のための税制改正&労働法改正」

講師：TEAM yoko-so Team 税務支援 土屋 和宏

YELL 特定社会保険労務士 滝瀬 仁志

日時：2020年4月15日(水) / 16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります